

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 ☐ 令和
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 ☐ 令和
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買 受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は 届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。

一般の閲覧に供するため、令和 8 年 8 月 12 日午前 9 時から入札期間最終日午
後 4 時 30 分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判
所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	22, 290, 000 17, 832, 000	一括	4, 458, 000	130, 480	35, 324
1	7, 000, 000				
2	15, 290, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 |
| | 地 番 | 20 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.33 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 20 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 20 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 59.62 平方メートル
2 階 48.02 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月17日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 |
| | 地 番 | 20番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.33平方メートル |
| 2 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目20番地2 |
| | 家屋 番号 | 20番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 48.02平方メートル |



令和8年(ケ)第91号
令和8年4月28日受理
令和 年 月 日提出
8.6.-1

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 |
| | 地 番 | 2 0 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 1 . 3 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 2 0 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 2 0 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
2 階 4 8 . 0 2 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	箕面市彩都粟生南1丁目5-9		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札 債務者兼所有者の姓（ローマ字併記）
- (2) 郵便受け 表札と兼ねる

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。
- (2) 目的土地は、建築基準法上の道路（2面）に接面している。
- (3) 目的土地上に、債務者兼所有者が使用者として登録されている自動車が放置されている。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
- (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が残置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 4月28日 13:25-13:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 4月28日 13:45-13:50	中之島図書館	物件確認
8年 4月28日 10:20-10:40	箕面市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
8年 4月28日 15:30-15:40	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 4月30日	執行官室	照会書送付（債務者兼所有者）
8年 4月30日	執行官室	交付申請書送付（近畿運輸局大阪運輸支局）
8年 5月21日 15:00-15:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

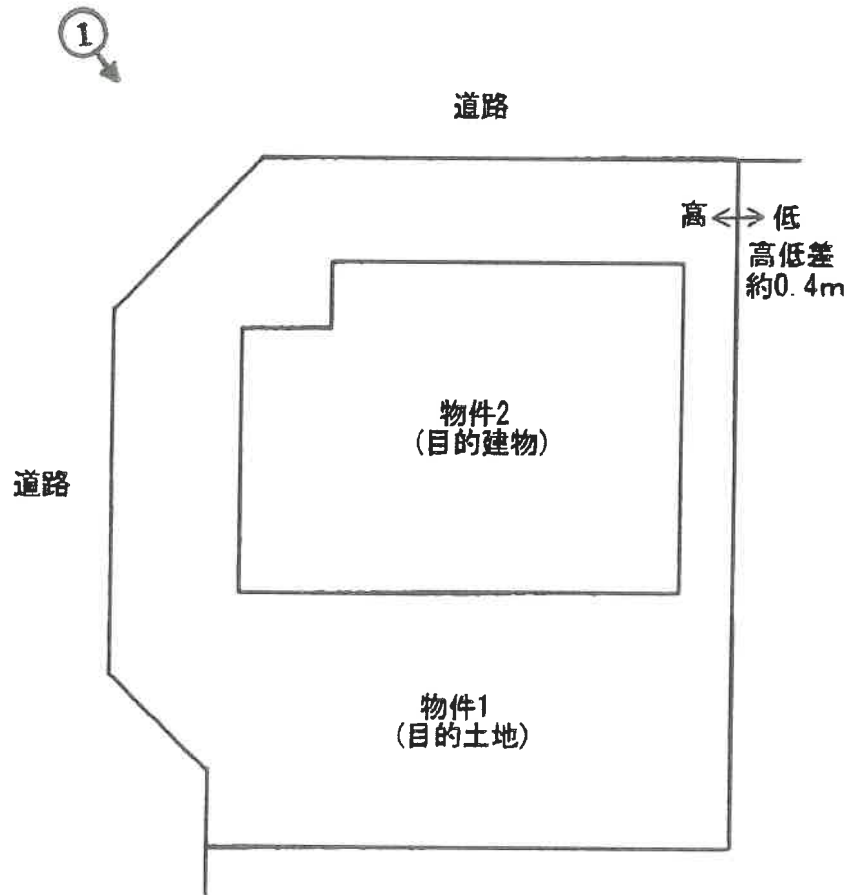
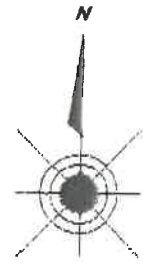
☒ 令和8年5月21日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

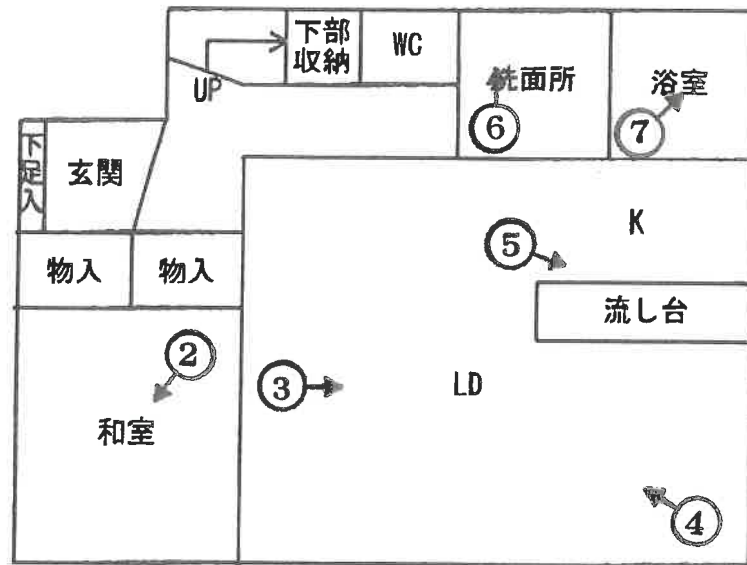
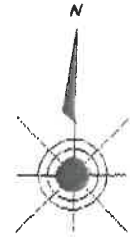
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

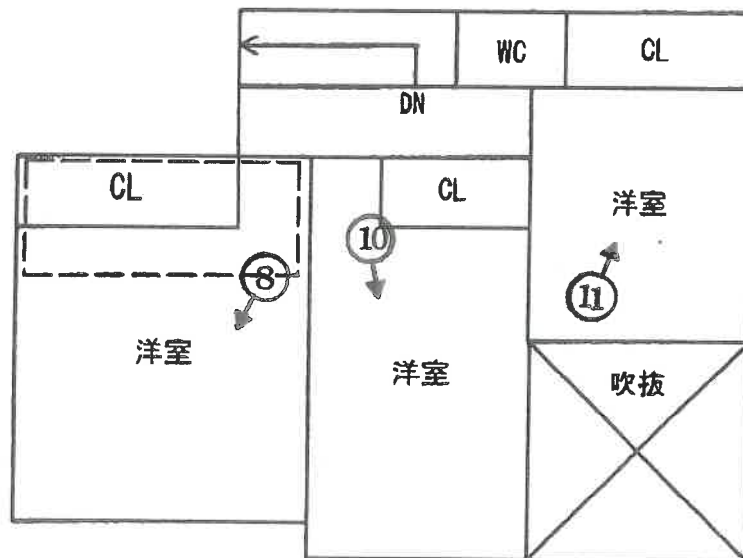


(←○写真撮影場所・方向)

間取略図



1階



2階

..... ロフト

(←○写真撮影場所・方向)



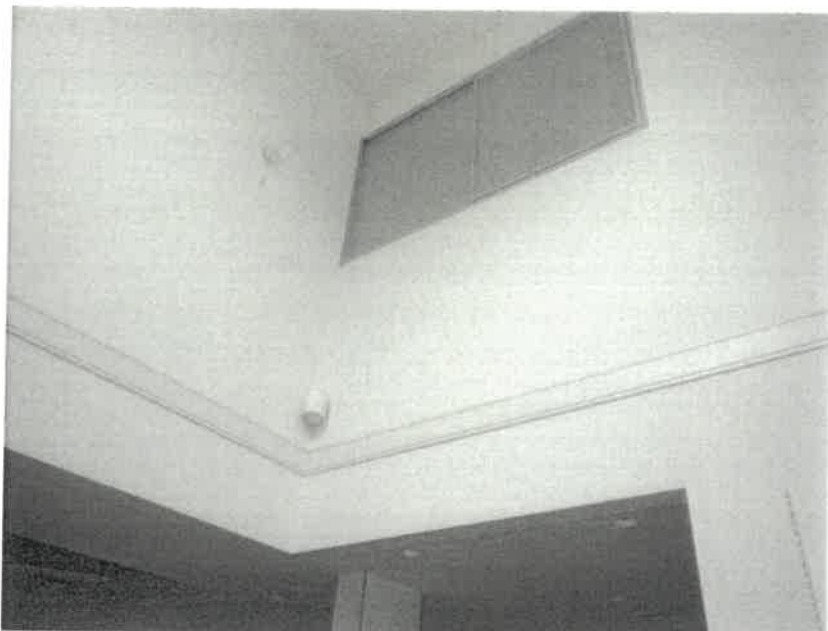
①
目的建物



②



③



④

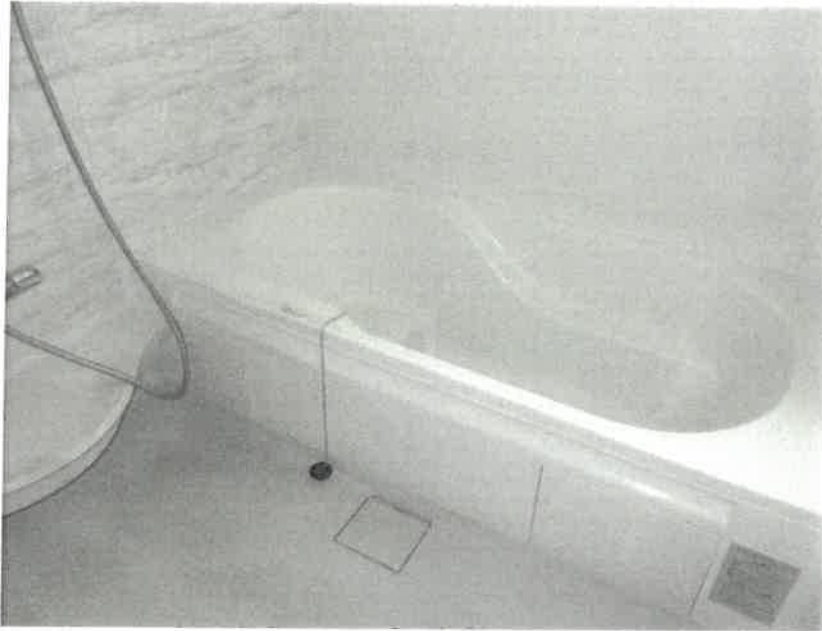
LDの上部吹き抜け部分



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

2階西側洋室のロフト部分



⑩



⑪

令和8年（ケ） 第91号
令和8年5月21日 現地調査
令和8年6月5日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

八木正美

第1 評価額

一括価格	
金 22,290,000円	
内訳価格	
物件1	金 7,000,000円
物件2	金 15,290,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	現地を計測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致した。形状は地積測量図と概ね一致した。		
2	建物図面と現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪モノレール彩都線 彩都西駅 南東方 道路距離 約1,400m (別添「位置図」参照)		
	最寄バス停 阪急バス 彩都あさぎ三丁目停留所 南西方 道路距離 約310m		
付近の状況	中規模一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	建ぺい率	50%	
	容積率	100%	
	防火規制	法22条区域	
	その他の規制	絶対高さ10m、最低敷地面積150㎡、第1種高度地区、宅地造成等工事規制区域、彩都栗生地区地区計画、栗生間谷遺跡	
画地条件	規模	171.33㎡	
	形状	ほぼ整形	
	間口・奥行	間口(北側)約9.7m・奥行(東側)約14.2m	
	高低差等	北側道路、西側道路及び南側隣地とは概ね等高接面。東側隣地より約0.4m高い。	
接面道路の状況	北側	幅員約6m市道(建築基準法42条1項1号)	
	西側	幅員約6m市道(建築基準法42条1項1号)	
	接道状況	角地	
土地の利用状況等	現況	戸建住宅	
	東側	戸建住宅	
	西側	道路	
	南側	戸建住宅	
	北側	道路	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写からは田の登記地目、個人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は目的土地一帯は白地であり、大規模な宅地造成工事により宅地化された経緯が認められた。土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特記事項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）平成28年6月1日新築
	経過年数	約10年
	経済的残存耐用年数	約20年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	ルーフィング葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス貼等
	天 井	クロス貼等
	床	フローリング等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 107.64㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	4LDK+ロフト
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書参照。	
特 記 事 項	① 建築確認（有）、検査済証（有） ② 2階西側洋室の上部にロフトが存しており、壁掛式梯子で昇降するようになっている。 ③ 設備機器の作動の状況は未確認である。 ④ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	126,000	1.03	171.33	0.90	20,012,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 茨木-34

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 140,000\text{円/㎡} & \times 101.0/100 & \times 100/101 & \times 100/111 & = 126,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位(北西)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.00	1.04	1.07	1.00	1.11

イ 個別格差：	接面・方位(※)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03

(※)角地(北・西)

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	107.64	0.55	11,840,000

ウ 現価率

経過年数 約10年

経済的残存耐用年数 約20年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 20\text{年} / (\text{経過年数} 10\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 20\text{年}) \} \times (1 - 0.2) \\ &= 0.55 \end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	20,012,000	0.50	法定地上権	10,006,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ×カ]
1	20,012,000	－ 10,006,000		1.00	0.70		7,000,000
2	11,840,000	＋ 10,006,000	1.00	1.00	0.70	0	15,290,000
一括価格 (合計)							22,290,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（茨木-34）

所 在 : 茨木市彩都あさぎ5丁目155番 「彩都あさぎ5-14-6」
価 格 : 140,000円／㎡
位 置 : 大阪モノレール彩都線「彩都西」駅の南東方約1000m（道路距離）
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 198㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面街路 : 北西 6m 市道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域
建蔽率50％・容積率100％
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の新興住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 14,729,240円
物件2 : 6,865,195円

第7 附属資料

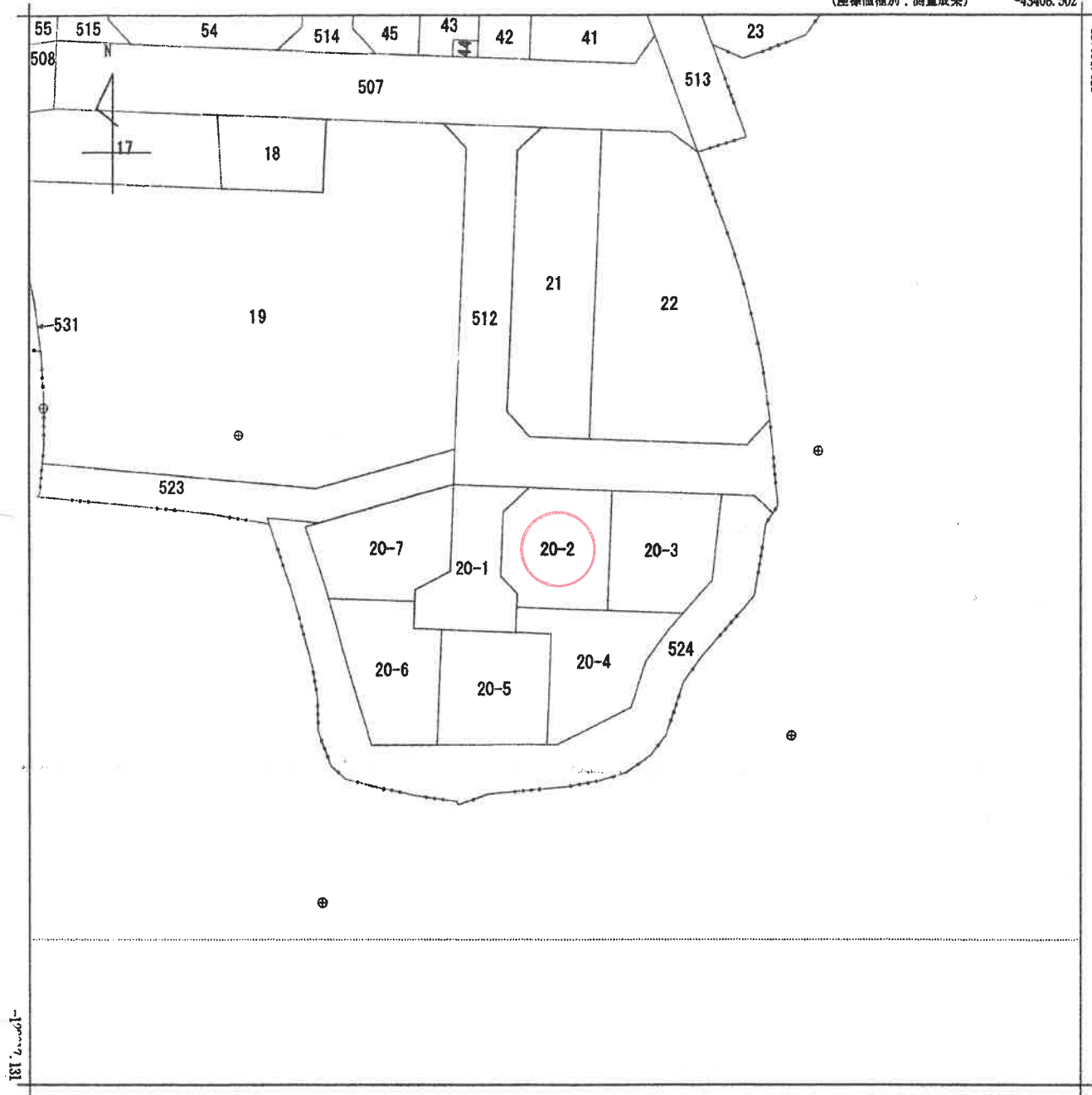
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 間取略図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 |
| | 地 番 | 20 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.33 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 箕面市彩都栗生南一丁目 20 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 20 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 59.62 平方メートル
2 階 48.02 平方メートル |





-43533.502

(座標値種別：測量成果)



請 求 部	所 在					箕面市彩都栗生南一丁目					地 番	20番2				
出 力 尺	1/500		精 度 区 分	甲二		座 標 系 番 号 又 は 記 号	VI		分 類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定				種 類	土地区画整理所在図	
作 成 年 月 日	平成26年8月1日					備 付 年 月 日 (原図)		平成26年8月19日				補 記 事 項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和8年2月12日

東京法務局立川出張所

地図整理番号：M60879

登記官

(1/1)

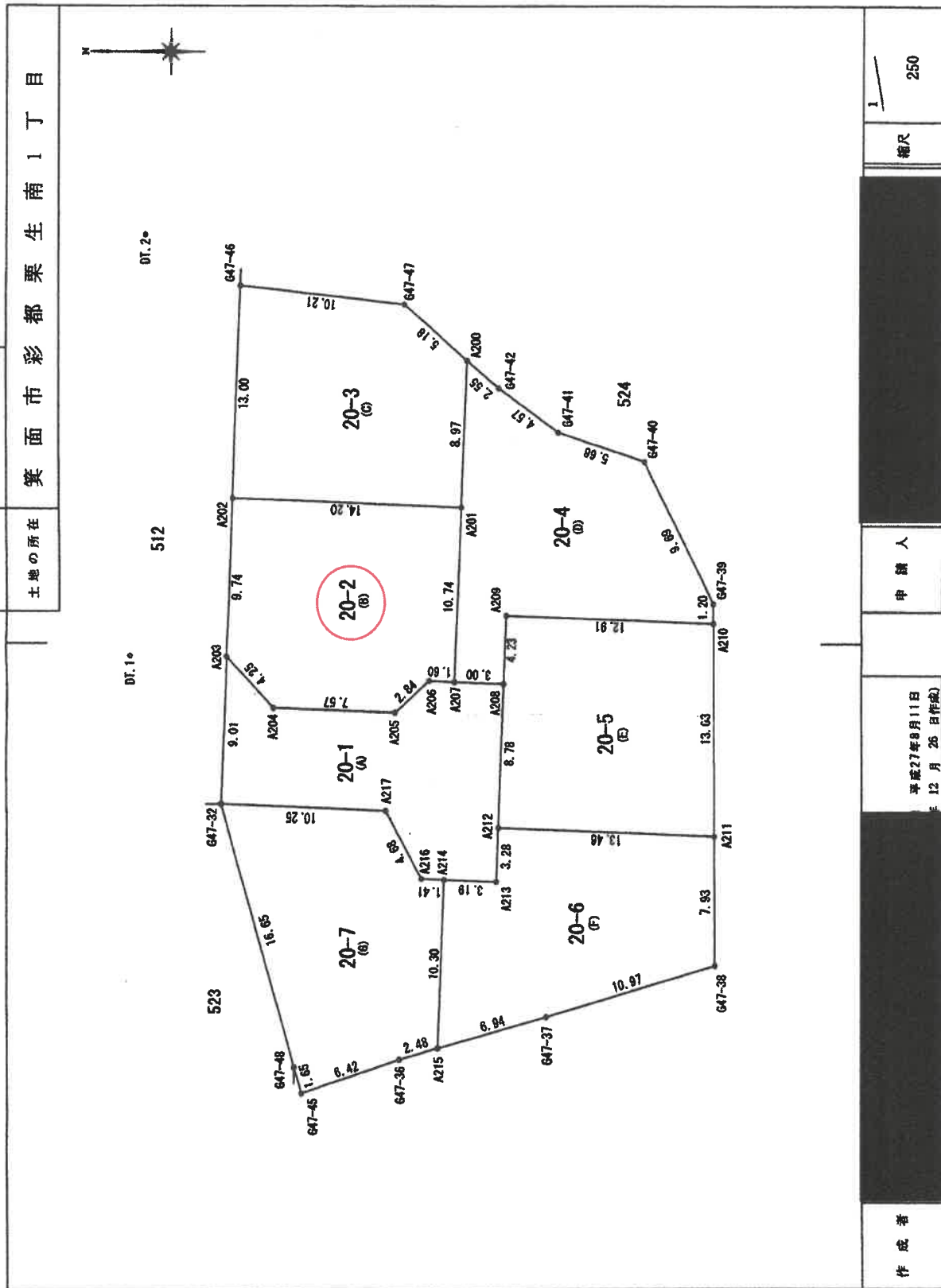
A3をA4に縮小

登記年月日：平成28年1月5日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和8年2月12日 東京法務局立川出張所 登記官

地積測量図 3-1

地番	20-1, 2~7
土地の所在	箕面市彩都栗生南1丁目



作成者

平成27年8月11日
至12月26日作成

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成28年1月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和8年2月12日 東京法務局立川出張所

登記官

地図整理番号：M60880 (2/3)

地 番 20-1,-2~-7 地 積 測 量 図 3-2

土地の所在 箕面市彩都栗生南1丁目

トラバース・引照点座標リスト			
点 名	標 識	X	Y
AT.1	変置標	-128292.732	-43186.174
AT.2	変置標	-128292.155	-43227.762
AT.3	変置標	-128295.796	-43243.246
AT.4	変置標	-128325.413	-43234.841
AT.5	変置標	-128325.540	-43206.192
AT.6	変置標	-128311.729	-43193.757
DT.1	既存変置標	-128287.459	-43213.233
DT.2	既存変置標	-128288.455	-43187.504

座 標 求 積 表

地 番	NO	標 識	X	Y	辺 長	測 線
20-1 (U)	A203	()	-128293.460	-43213.292	9.01	G47-32 -A203
	G47-32	(変置標)	-128293.111	-43222.305	10.25	A217 -G47-32
	A217	()	-128303.361	-43222.702	4.68	A216 -A217
	A216	()	-128305.543	-43226.846	1.41	A214 -A216
	A214	()	-128306.956	-43226.901	3.19	A213 -A214
	A213	()	-128310.150	-43227.024	3.28	A212 -A213
	A212	()	-128310.277	-43223.738	8.76	A208 -A212
	A208	()	-128310.618	-43214.957	3.00	A207 -A208
	A207	()	-128307.615	-43214.841	1.60	A206 -A207
	A206	()	-128306.011	-43214.779	2.84	A205 -A206
	A205	()	-128303.925	-43216.710	7.57	A204 -A205
	A204	()	-128296.351	-43216.416	4.25	A203 -A204
			併合積	285.372783	㎡	地 積
			面積	142.6853915	㎡	142.68

引 照 点 間 距 離 表			
境 界 点	引 照 点	距 離	備 考
G47-45	DT.1	28.732	
	DT.2	53.304	
A215	DT.1	30.648	
	DT.2	52.893	
G47-38	DT.1	40.950	
	DT.2	56.950	
A210	DT.1	36.256	
	DT.2	42.474	
G47-40	DT.1	34.032	
	DT.2	33.852	
G47-42	DT.1	28.119	
	DT.2	23.749	
G47-47	DT.1	27.449	
	DT.2	16.578	
A202	DT.1	11.587	
	DT.2	16.933	
G47-32	DT.1	10.689	
	DT.2	35.111	
A216	DT.1	22.635	
	DT.2	42.893	
A213	DT.1	26.553	
	DT.2	45.083	
A208	DT.1	23.223	
	DT.2	35.283	
A206	DT.1	18.616	
	DT.2	32.437	
A204	DT.1	9.445	
	DT.2	26.971	
A201	DT.1	22.505	
	DT.2	25.670	

地 番	NO	標 識	X	Y	辺 長	測 線
20-2 (B)	A202	()	-128293.837	-43203.559	9.74	A203 -A202
	A203	()	-128293.460	-43213.292	4.25	A204 -A203
	A204	()	-128296.351	-43216.416	7.57	A205 -A204
	A205	()	-128303.925	-43216.710	2.84	A206 -A205
	A206	()	-128306.011	-43214.779	1.60	A207 -A206
	A207	()	-128307.615	-43214.841	10.74	A201 -A207
	A201	()	-128308.031	-43204.109	14.20	A202 -A201
			併合積	342.669467	㎡	地 積
			面積	171.3347335	㎡	171.33

地 番	NO	標 識	X	Y	辺 長	測 線
20-3 (C)	G47-46	(変置標)	-128294.341	-43190.566	13.00	A202 -G47-46
	A202	()	-128293.837	-43203.559	14.20	A201 -A202
	A201	()	-128308.031	-43204.109	8.97	A200 -A201
	A200	()	-128308.379	-43195.137	5.18	G47-47 -A200
	G47-47	(変置標)	-128304.491	-43191.707	10.21	G47-46 -G47-47
			併合積	342.617778	㎡	地 積
			面積	171.3068890	㎡	171.30

地 番	NO	標 識	X	Y	辺 長	測 線
20-4 (D)	A200	()	-128308.379	-43195.137	8.97	A201 -A200
	A201	()	-128308.031	-43204.109	10.74	A207 -A201
	A207	()	-128307.615	-43214.841	3.00	A208 -A207
	A208	()	-128310.618	-43214.957	4.23	A209 -A208
	A209	()	-128310.782	-43210.723	12.91	A210 -A209
	A210	()	-128323.689	-43211.223	1.20	G47-39 -A210
	G47-39	(変置標)	-128323.685	-43210.015	9.69	G47-40 -G47-39
	G47-40	(変置標)	-128319.348	-43201.346	5.66	G47-41 -G47-40
	G47-41	(変置標)	-128313.981	-43199.548	4.57	G47-42 -G47-41
	G47-42	(変置標)	-128310.297	-43196.829	2.55	A200 -G47-42
			併合積	343.831765	㎡	地 積
			面積	171.9658825	㎡	171.96

作 成 者

申 請 人

縮 尺

平成27年8月11日
年 12 月 25 日(作成)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成28年1月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和8年2月12日 東京法務局立川出張所

登記官

地図整理番号：M60880 (3/3)

地積測量図 3-3

20-1, 2-7

箕面市彩都栗生南1丁目

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
20-5 (E)	A209	()	-128310.782	-43210.723	4.23 A208	-A209
	A208	()	-128310.618	-43214.957	8.78 A212	-A208
	A212	()	-128310.277	-43223.738	13.46 A211	-A212
	A211	()	-128323.730	-43224.259	13.03 A210	-A211
A210	()	()	-128323.689	-43211.223	12.91 A209	-A210
	()	()	-128323.689	-43211.223	12.91 A209	-A210
倍面積			343.585342	m ²	地積	
面積			171.7926710	m ²	地積	
					171.79	
					m ²	

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
20-6 (F)	A212	()	-128310.277	-43223.738	3.28 A213	-A212
	A213	()	-128310.150	-43227.024	3.19 A214	-A213
	A214	()	-128306.956	-43226.901	10.30 A215	-A214
	A215	()	-128306.557	-43237.203	6.94 A216	-A215
A216	()	()	-128313.238	-43235.323	10.97 A217	-A216
	()	()	-128313.238	-43235.323	10.97 A217	-A216
A217	()	()	-128323.755	-43232.194	7.93 A211	-A217
	()	()	-128323.755	-43232.194	7.93 A211	-A217
倍面積			343.251818	m ²	地積	
面積			171.6250090	m ²	地積	
					171.62	
					m ²	

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
20-7 (G)	A212	()	-128293.111	-43222.305	16.65 A213	-A212
	A213	()	-128297.623	-43238.336	1.65 A214	-A213
	A214	()	-128298.072	-43239.933	6.42 A215	-A214
	A215	()	-128304.163	-43237.876	2.48 A216	-A215
A216	()	()	-128306.557	-43237.203	10.30 A217	-A216
	()	()	-128306.557	-43237.203	10.30 A217	-A216
A217	()	()	-128305.956	-43226.901	1.41 A218	-A217
	()	()	-128305.956	-43226.901	1.41 A218	-A217
倍面積			342.626217	m ²	地積	
面積			171.3131085	m ²	地積	
					171.31	
					m ²	

*公式 $A = 1/2 \Sigma (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$

合計面積 1172.0275850m²

合計地積 1172.02m²

作成者

申請人

縮尺

平成27年8月11日
年 12 月 26 日(作成)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成28年11月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和8年2月12日

東京法務局立川出張所

登記官

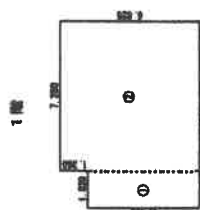
A3をA4に縮小

地図整理番号：M60881

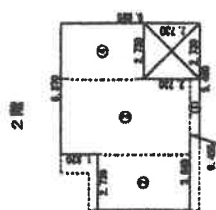
各階平面図 建物図面

家屋番号 20番2

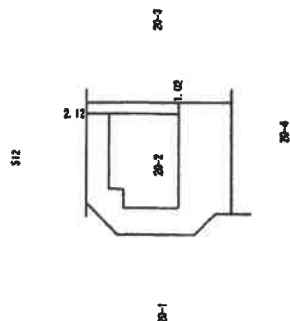
建物の所在 箕面市彩都栗生南1丁目20番地2



求積表			
①	1,820 × 5,460	=	9,937,200
②	7,280 × 6,825	=	49,686,000
合計		59,623,200	
床面積		59.62	m ²



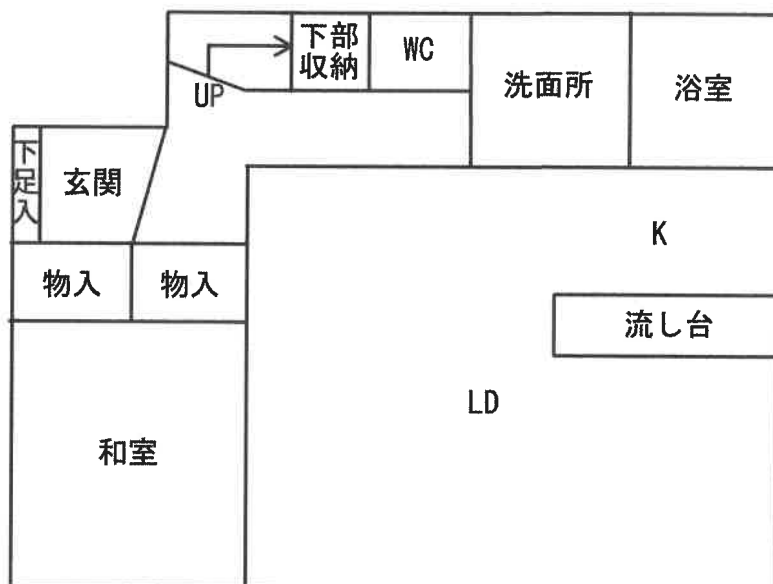
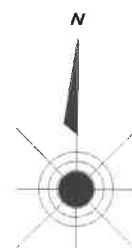
求積表			
①	2,730 × 0,455	=	1,242,150
②	2,730 × 4,550	=	12,421,500
③	3,640 × 6,370	=	23,186,800
④	2,730 × 4,095	=	11,179,350
合計		48,029,800	
床面積		48.02	m ²



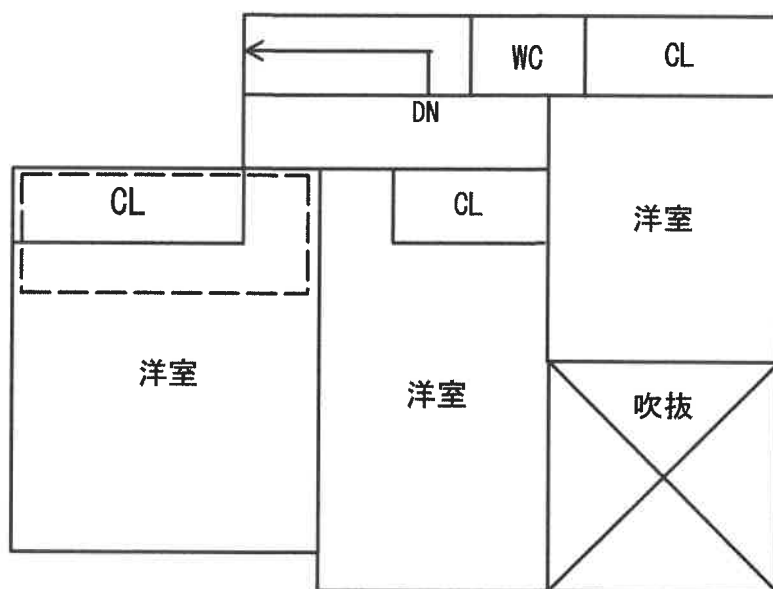
縮尺 1/250

縮尺 1/500

間取略図



1 階



2階

□□□ ロフト